

引っ越しするときには各種手続きをお忘れなく

3月下旬～4月上旬の窓口は、大変混雑します。特に3月27日から4月4日までの約1週間の中央区役所・東区役所は大混雑が予想されます。お住まいの区に関係なく、どの区役所・総合出張所でも手続きができますので、窓口の混雑時期を避けて届け出を行いきましょう。

手続き	内容	必要なもの	手続き場所
市外へ転出するとき 転出届	転出予定日の約14日前から届け出できます。 混雑を避けるため、マイナンバーカードを使ってのオンラインまたは郵便による手続きがオススメです。	・本人確認書類(運転免許証など) ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(交付を受けた方のみ)	区役所区民課 総合出張所
市内間で転居するとき 転居届	転居した日から14日以内に届け出をしなければなりません。 (転居前には受け付けできません)	※代理人によるお届けの場合には、委任状と代理人の本人確認ができる書類をお持ちください。	

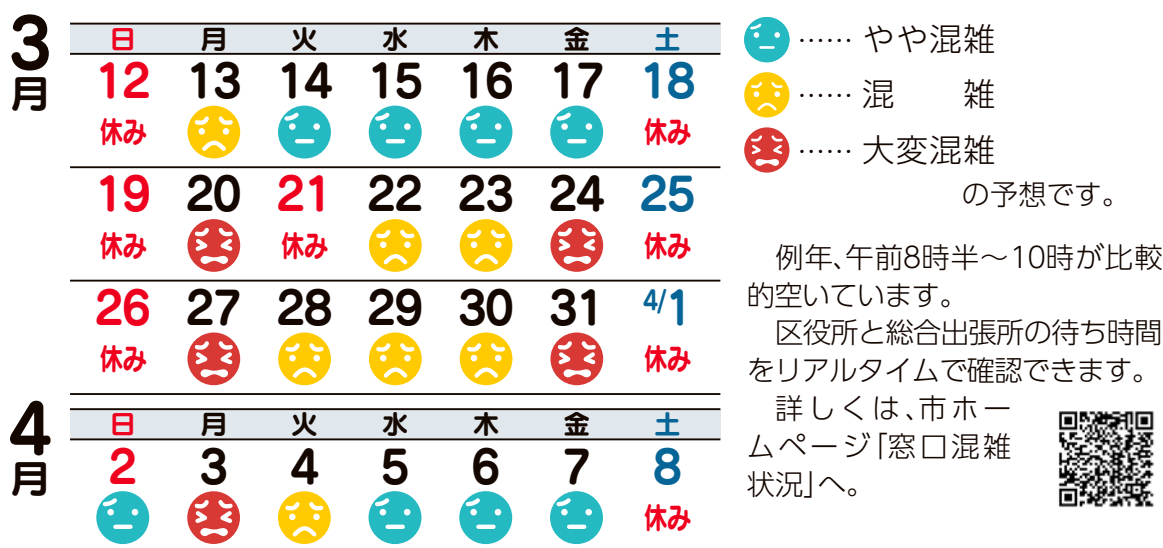
※転居の届け出については、転居した日から14日以内に行わなければならないこととされていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、当分の間は14日を経過しても、新型コロナウイルス感染症の感染を避ける事が理由である場合は、手続きができます。

転出届はマイナポータルからも可能に！

令和5年2月6日から、マイナンバーカードを使って、転出届をマイナポータルからオンラインで行うことが可能になりました。詳しくは、「熊本市 マイナポータル」で検索。



繁忙期予想カレンダー ～ 転入・転出・転居のお届け窓口混雑状況 ～



住民異動届に伴う手続きのための区役所窓口を

4月2日(日)に臨時開設します

時 間 午前8時半～午後5時15分
開設窓口 すべての区役所の区民課、福祉課、保健子ども課
 ※総合出張所は開設しません。

※マイナンバーカードの申請および交付、パスポート申請の受け付け、その他、関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しくは、担当課へ。

平日は窓口が大変混雑しますので、ぜひ臨時開設日を利用ください。

引っ越しが決まったら上下水道局へ連絡を

上下水道の使用を始める場合や止める場合は、上下水道局への連絡が必要です。

【使用中止のとき】

最後に使用する日の4～5日前までに検針票などに記載してある「水せん番号CD」を確認のうえ、電話またはホームページで手続きをしてください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

【使用開始のとき】

転居先の玄関前(郵便受け)にある使用申込書を郵送するか、電話またはホームページで手続きをしてください。



(上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118)

犬も引っ越しの手続きを

生後91日以上の子犬を飼っている方には、犬の登録と、年1回狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

引っ越しで犬の所在地が変わった、譲渡で犬の飼い主が変わったなど、登録情報が変わった場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。引っ越しの手続きは、転入や市内間転居の場合は市動物愛護センター、転出の場合は転出先の市町村へ。

また、犬が死亡した場合は、死亡届の提出が必要です。(市動物愛護センター ☎096-380-2153)

3つの上下水道センターを廃止します

西部・北部・南部の上下水道センターは、令和5年3月31日をもって現在地での業務を終了し、4月1日からは新しい場所で業務を行います。

上下水道センター業務(漏水・水質など)に関する相談は、上下水道局水道維持課で対応します。

上下水道局水道維持課 所在地:中央区水前寺6-2-45 ☎096-381-5600

西部および北部の料金納入所が移転します。

●西部上下水道センター内の料金納入所は、西部公民館(西区役所内)1階に移転します。(所在地:西区小島2-7-1)

●北部上下水道センター内の料金納入所は、北部まちづくりセンター1階に移転します。(所在地:北区鹿子木町66)

※なお、南部の料金納入所は、これまでどおり、城南まちづくりセンター3階で業務を継続します。(所在地:南区城南町宮地1050)



(料金および上下水道事業全般に関するお問い合わせ 上下水道局お客さまセンター ☎096-381-1118)